

議第26号

京都市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について

京都市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第2条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 無料低額宿泊所は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第4条 無料低額宿泊所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(その他の基準)

第5条 前3条に定めるもののほか，無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は，無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）に定める基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に本市の区域内に存する無料低額宿泊所については，第4条の規定にかかわらず，建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において，第4条の規定を適用しない。この場合において，当該無料低額宿泊所の設置者は，当該無料低額宿泊所について耐震診断を行い，必要に応じ，耐震改修を行うよう努めなければならない。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

3 第5条の規定の適用に関する経過措置は，無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（以下「関係省令」という。）及び関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

4 本市は，第5条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは，速やかに，同条の規定の改正の要否を検討し，その結果に基づき，本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

提案理由

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める必要があるので提案する。